

## 2. 研 修

### (1) 長期研修, 短期研修

名 称		期 間	募集 人員	参 加 資 格	免許法認定講習受講 による取得可能免許状		
長 期 研 修 (特殊教育指導者養成研修)		平成14年4月9日(火) } 平成15年3月20日(木)	50名	盲・聾・養護学校の教員及び幼・小・中・ 高等学校において障害のある幼児児童生 徒の教育を担当する教員又は教育委員会, 特殊教育センター等の障害のある幼児児 童生徒の教育担当教職員で, 教職経験年 数が5年以上かつ障害のある幼児児童生 徒の教育経験年数が3年以上の者	盲・聾・養護学校教諭 専修・一種・二種 免 許 状		
短 期 研 修  ( 特 殊 教 育 中 堅 教 員 養 成 研 修 )	第 一 期	平成14年5月7日(火) } 平成14年7月3日(水)	20名	教職経験年数が3年以上の者	盲 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状		
	視覚障害教育コース		30名		聾 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状		
	聴覚障害教育コース		30名				
	言語障害教育コース		20名				
	第 二 期	平成14年9月2日(月) } 平成14年11月1日(金)	60名			養 護 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状	
	情報教育コース		40名				
	第 三 期	平成15年1月14日(火) } 平成15年3月14日(金)	70名				
	知的障害教育コース		30名				
重 度 ・ 重 複 障 害 教 育 コ ー ス							
病弱教育コース							
学 習 障 害 児 等 指 導 者 養 成 研 修		平成14年7月15日(月) } 平成14年8月9日(金)	60名	小・中学校の教員及び盲・聾・養護学校の教員又は教育委員会・ 特殊教育センター等の障害のある幼児児童生徒の教育担当教職員 で, 学習障害児等の指導に携わった経験のある者			

備考 実施に当たっては, 上記内容を一部変更することがある。

### 1) 長期研修(特殊教育指導者養成研修)

長期研修は、盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会、特殊教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、今後、障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場を果たす者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的としている。

研修内容は、研究部の指導のもとに、研修課題を設定し、研究部における研究への参加、教育相談センターにおける教育相談への参加、盲学校・聾学校・養護学校等における実地研修、共通講義の受講等を通じて、研修する。

### 2) 短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)

短期研修は、盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会、特殊教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、将来、障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、もって資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、本研究所職員、大学教員及び学識経験者等による講義、演習、研究協議及び盲学校・聾学校・養護学校等への実地研修等を通じて、研修する。

### 3) 学習障害児等指導者養成研修

学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導方法等について、指導的立場にある者の指導力の向上を図り、その充実に資することを目的としている。

研修内容は、学習障害等の指導方法に関する諸問題について、講義、演習、研究協議、実地研修、自己研修等を通じて、研修する。

### ● 免許法認定講習

長期研修及び短期研修において、研修中に盲学校・聾学校・養護学校教諭の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与することを目的とする免許法認定講習を併せて実施している。



### 3) 教育相談講習会

都道府県・指定都市の特殊教育センター，教育センター及び盲学校・聾学校・養護学校等において，障害のある子どもについての教育相談を担当している職員の資質の向上を図り，教育相談業務の円滑な運営に資することを目的とするものである。

講習内容は，障害のある子どもの教育相談を巡る諸問題について，学識経験者及び当研究所職員による講演，講義並びに事例協議等を行っている。

### 4) 「通級による指導」指導者講習会

「通級による指導」担当者の指導力の向上を図り，各地域における「通級による指導」について円滑な運営に資することを目的とし，小・中学校の教員及び盲・聾・養護学校の教員又は教育委員会・特殊教育センター等の障害のある幼児児童生徒の教育担当教職員で「通級による指導」を担当し，各地域等において指導的役割を果たす者を対象としている。

講習内容は，「通級による指導」に関する諸問題について，学識経験者及び当研究所職員による講義並びに障害種別による分科会を編成して，研究協議等を行っている。

### 5) 交流教育地域推進指導者講習会

幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教員，盲学校・聾学校又は養護学校の教員，教育委員会の指導主事を対象とし，交流教育及び障害のある児童生徒に対する理解と認識の推進に資することを目的とするものである。

講習内容は，盲学校・聾学校及び養護学校の児童生徒と，小・中学校の児童生徒や地域の人々との交流についての実践事例について，発表，情報交換等を行うとともに，交流教育を実施する上での工夫や今後の課題についての研究協議を行う。

### 6) 訪問教育研究協議会

平成14年度短期研修（重度・重複障害教育コース）期間中に，訪問教育についての実践事例について，発表，情報交換等を行うとともに，交流教育を実施する上での工夫や今後の課題等について研究協議を行う。